

【鳥取県】

募集期間を延長! 四次募集を行います!

新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金



鳥取県は、物価高騰等による厳しい経営環境を乗り越える**県内事業者様**の**前向きな取組**を応援するため、補助金申請の**四次募集**を実施します。



一次募集、二次募集、三次募集で対象となった(事業認定された)事業者様は、今回の四次募集分に新たに申請することはできません。また、**補助金の申請が予算額に達し次第、受付を終了**します。

募集期間

令和5年7月10日(月)～9月30日(土) ※消印有効

※提出方法は原則、郵送又は電子申請ですが、9/30(土)は閉庁日のため、郵送又は電子申請が出来ず、持参される場合は9/29(金)17時までにお持ちください。

●対象者

県内中小企業等(個人事業主を含む) ※業種限定なし

●要件

◆令和4年4月以降の連続する任意の3か月分の**売上が**、
過去3年のいずれかの年の同期比**10%以上減**

または

◆令和4年4月以降の連続する任意の3か月分の**売上総利益(粗利)**が、
前年同期比**10%以上減**

補助事業期間

R5.6.14 ~
最長 **R5.12.31**まで

●補助率・補助額

コロナ禍・円安・物価高騰への「前向きな取組」で「**新たに実施する取組に必要となる経費**」を補助します。

補助率	補助金額
1 / 2	15万円(下限) ~ 150万円(上限)

※ 総事業費が30万円以上(税抜)となる必要があります。
売上10%以上減少かつ**粗利30%以上減少**の場合【利益回復特別枠】

2 / 3	20万円(下限) ~ 200万円(上限)
-------	----------------------

●補助対象となる「前向きな取組」の例

※補助対象経費は裏面参照

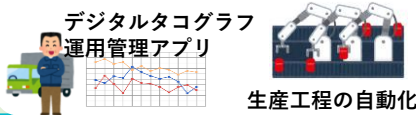
①省エネ投資

設備更新による光熱費削減



②高効率・高収益化

効率化、経費削減の取組



デジタル等による業務効率化



③新商品開発・事業転換

新商品・サービス開発



新たな手法導入



④需要確保・販路開拓

広報
料金改定
のお願い



新規・再来店
促進の取組



事業拡大



✓ 事業実施計画書を提出し、**県の認定を受ける必要があります**。事業完了後に交付申請書兼実績報告書を提出して頂きますが、**予め県が認定した事業計画・必要経費以外のものは補助対象となりません**。

補助事業を希望する場合、まずは、**郵送又は電子申請で計画書を提出して下さい。(裏面参照)**

お問合せ

鳥取県/新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金事務局 (県庁商工政策課内)

☎ 0857-26-7855 平日8:30~17:15

✉ shoukou-taisaku@pref.tottori.lg.jp

詳しくはこちら (補助金専用ホームページ) →

新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金



補助対象経費 (注) 事業者が事業実施計画書に記載した経費で、県が認定した事業計画(前向きな取組)における直接必要経費以外のものは補助対象となりません。

補助対象事業 (対象となる取組例)	補助対象経費
✓ 省エネ投資 (省エネのための機器・設備導入、更新整備等)	機械器具費、システム導入費、施設改修費、調査・指導費 等
✓ 高効率・高収益化 (デジタル化等、効率化・コスト削減のための機器・設備導入等)	機械器具費、システム導入費、施設改修費、調査・指導費 等
✓ 新商品開発・事業転換 (価格適正化と合わせて行う高付加価値商品開発、コロナ禍対応の新商品開発、事業方法転換等)	マーケティング戦略費、機械器具費、原材料費 (開発研究用。販売用は対象外)、技術指導費、外注費、開発・事業転換費 (新商品開発等に係る直接人件費、固定費を含む。) 等
✓ 需要確保・販路開拓 (価格適正化理解に向けた広報、新規顧客やリピーター確保の取組、事業分野拡大、新規出店等)	マーケティング戦略費、会場整備費、営業代行料、広告宣伝費、人材育成費、 需要確保・販路開拓費 (需要確保・販路開拓に係る直接人件費、固定費を含む。(販売用原材料費は対象外))

申請方法 ~まずは事務局に計画書を提出して下さい。~

提出書類 詳細は募集案内 (県HP) を参照して下さい。

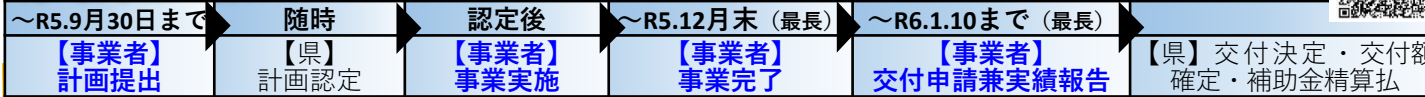
※ R3・4年度に県実施の応援金を申請済で、②の同じ書類を提出済の場合、当該書類を省略できます (詳細は事務局にお問合せ下さい)。税務署の業務ひっ迫に繋がりますので、税務署への確定申告書類の再交付請求等は可能な限りお控え下さい。

- ① 事業実施計画書 (様式第1号)
- ② 基準期間(過去3年のいずれかの年の同期間 (同月)) の売上等が確認できる書類等の写し
 ⇒ **基準期間が含まれる年 (H31(R1).4~R4.9までの間のいずれか) の確定申告書類の写し**
 ※利益比較の場合は、前年(R3.4~R4.9までの間)と比較しますので、**前年の確定申告書類の写し及び当該期間の粗利が確認できる資料(月次損益計算書等)**
- ③ 対象期間 (令和4年4月以降の連続する任意の3か月) の売上等が確認できる書類の写し(売上台帳等)

提出方法 / 提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
 鳥取県庁商工政策課 新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金事務局
 とっとり電子申請サービス「新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金事業実施計画書」
 ※提出方法は原則、郵送又は電子申請ですが、9/30(土)は閉庁日のため、郵送又は電子申請が出来ず、持参される場合は9/29(金)17時までにお持ちください。

(参考)事業の流れ ※R5.6.14~であれば、事業者は自己の責任で計画認定前の事業着手が可能です。(Q3参照) 電子申請QRコード



Q&A (QAはHPにも掲載。ご不明点は、表面、事務局連絡先までお問い合わせください。)

- Q1. 売上減の計算【過年度の売上について月別での算定が困難な場合】**
 A. 実額での比較を原則としますが、白色申告等で月額把握が困難な場合は、**年額÷12を、基準期間のひと月あたりの売上額**とすることが可能です。
- Q2. 粗利(売上-売上原価)による利益減の計算【基準期間に限定した棚卸額や売上原価が算定困難な場合】**
 A. 実額での比較を原則としますが、基準期間で区切った棚卸額や売上原価が算定困難な場合、**年額で計算し、(年間売上-年間売上原価)÷12を、基準期間のひと月あたりの粗利額**とすることが可能です。
- Q3. 県の認定後でなければ、事業に着手(発注)できないのか。**
 A. 四次募集分については、**令和5年6月14日以降**であれば、事業者の責任において認定前に先行着手することは可能です。但し、この場合、補助金の対象となるか確約できませんので、**あくまで事業者の責任で**着手して下さい。先行着手した場合も同様に、事業実施計画を提出し、計画認定された後、事業完了後の交付申請・実績報告が必要です。
- Q4. いつまでに補助対象事業を完了させる必要があるか。**
 A. **必ず、令和5年12月31日までに**完了(発注先の支払まで完了)するようにして下さい。なお、交付申請兼実績報告の提出期限は、令和6年1月10日です。**期限を超過する場合、補助金をお支払い出来ません**のでご注意ください。
- Q5. 事業計画が認定された場合、当該事業計画の関連経費は全て補助対象として実績報告してよいか。**
 A. 事業実施計画書に記載され、**県が認定したものしか補助対象となりません**。(それ以外の経費は実績報告の対象とできません。)